

# 令和3年2月文京区議会定例議会追加提案事項

【令和3年3月10日】

## 1 文京区介護保険条例の一部を改正する条例（文京区例規集第2巻2508頁）

- (1) 提案理由 介護保険法施行令（平成10年政令第412号）等の一部改正に伴い、規定を整備するため、提案する。
- (2) 改正内容
  - ア 特別控除の追加（第10条）

介護保険料の所得判定に用いる合計所得金額の特別控除を行う対象に、低未利用土地の譲渡により租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第35条の3第1項の規定の適用がある場合を追加する。
  - イ 第7段階から第9段階までの基準所得金額の見直し（第10条）

第7段階	120万円以上200万円未満	→	120万円以上210万円未満
第8段階	200万円以上300万円未満	→	210万円以上320万円未満
第9段階	300万円以上400万円未満	→	320万円以上400万円未満
  - ウ 個人所得課税に係る保険料率の基準の特例（付則第9条）

令和3年度から令和5年度までの保険料率の算定に当たっては、給与所得又は公的年金等に係る所得を得ている第一号被保険者の合計所得金額について、所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第2項の規定により計算した金額及び同法第35条第2項第1号の規定により計算した金額の合計額から10万円を控除する。
  - エ その他規定の整備
- (3) 施行期日 令和3年4月1日。ただし、(2)エについては公布の日

## 2 文京区指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営等の基準に関する条例の一部を改正する条例（文京区例規集第2巻2548頁）

- (1) 提案理由 指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号）の一部改正に伴い、規定を整備するため、提案する。
- (2) 改正内容
  - ア 全サービス共通事項
    - (ア) 科学的介護の推進に伴う介護保険等関連情報の収集及び活用（第3条）
    - (イ) ハラスメント対策の強化（第33条等）
    - (ウ) 感染症や非常災害の発生時における業務継続に向けた取組の強化（第33条の2等）
    - (エ) 感染症対策の強化（第34条等）
    - (オ) 運営規程等の掲示に係る見直し（第35条等）
    - (カ) 会議及び多職種連携におけるテレビ電話装置等の活用（第40条等）
    - (キ) 高齢者虐待防止の推進（第41条の2等）
    - (ク) 記録の保存等及び利用者への説明等に係る電磁的記録等の活用（第206条）
  - イ 夜間対応型訪問介護
    - (ア) オペレーターに関する基準の緩和（第48条及び第57条）
    - (イ) 指定夜間対応型訪問介護事業者における適正なサービス提供の確保（第58条）
  - ウ 地域密着型通所介護
    - (ア) 認知症介護基礎研修の受講の義務付け（第60条の13）
    - (イ) 災害への地域と連携した対応の強化（第60条の15）

- エ 認知症対応型通所介護
    - 管理者の配置基準の緩和（第67条）
  - オ 小規模多機能型居宅介護
    - (ア) 施設併設時における人員配置基準の緩和（第83条）
    - (イ) 過疎地域等におけるサービス提供の確保（第102条）
  - カ 認知症対応型共同生活介護
    - (ア) 夜勤職員及び計画作成担当者の配置基準の緩和（第111条）
    - (イ) サテライト型の事業所に係る基準の創設（第111条、第112条及び第114条）
    - (ウ) 外部評価に係る運営推進会議の活用（第118条）
    - (エ) 認知症介護基礎研修の受講の義務付け（第124条）
  - キ 地域密着型特定施設入居者生活介護
    - 認知症介護基礎研修の受講の義務付け（第147条）
  - ク 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
    - (ア) 施設の人員配置基準の緩和（第152条）
    - (イ) 栄養ケア・マネジメントの充実（第165条の2）
    - (ウ) 口腔衛生管理の強化（第165条の3）
    - (エ) 認知症介護基礎研修の受講の義務付け（第171条及び第189条）
    - (オ) 事故発生を防止するための担当者の配置の義務付け（第177条）
    - (カ) 個室ユニット型施設の設備・勤務態勢の緩和（第182条）
  - ケ その他規定の整備
- (3) 施行期日 令和3年4月1日

**3 文京区指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営、指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法等の基準に関する条例の一部を改正する条例（文京区例規集第2巻2646頁）**

- (1) 提案理由 指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第36号）の一部改正に伴い、規定を整備するため、提案する。
- (2) 改正内容
- ア 全サービス共通
    - (ア) 科学的介護の推進に伴う介護保険等関連情報の収集及び活用（第3条）
    - (イ) 認知症介護基礎研修の受講の義務付け（第29条等）
    - (ウ) ハラスメント対策の強化（第29条等）
    - (エ) 感染症や非常災害の発生時における業務継続に向けた取組の強化（第29条の2等）
    - (オ) 感染症対策の強化（第32条等）
    - (カ) 会議及び多職種連携におけるテレビ電話装置等の活用（第32条等）
    - (キ) 運営規程等の掲示に係る見直し（第33条等）
    - (ク) 高齢者虐待防止の推進（第38条の2等）
    - (ケ) 記録の保存等及び利用者への説明等に係る電磁的記録等の活用（第93条）
  - イ 介護予防認知症対応型通所介護
    - (ア) 管理者の配置基準の緩和（第11条）
    - (イ) 災害への地域と連携した対応の強化（第31条）
  - ウ 介護予防小規模多機能型居宅介護
    - (ア) 施設併設時における人員配置基準の緩和（第45条）
    - (イ) 過疎地域等におけるサービス提供の確保（第59条）

エ 介護予防認知症対応型共同生活介護

- (ア) 夜勤職員及び計画作成担当者の配置基準の緩和（第72条）
- (イ) サテライト型の事業所に係る基準の創設（第72条、第73条及び第75条）
- (ウ) 外部評価に係る運営推進会議の活用（第88条）

オ その他規定の整備

(3) 施行期日 令和3年4月1日

#### 4 文京区指定介護予防支援等の事業の人員及び運営、指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法等の基準に関する条例の一部を改正する条例（文京区例規集第2巻2685頁）

(1) 提案理由 指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第37号）の一部改正に伴い、規定を整備するため、提案する。

(2) 改正内容

- ア 科学的介護の推進に伴う介護保険等関連情報の収集及び活用（第2条）
- イ ハラスメント対策の強化（第20条）
- ウ 感染症や非常災害の発生時における業務継続に向けた取組の強化（第20条の2）
- エ 感染症対策の強化（第22条の2）
- オ 会議及び多職種連携におけるテレビ電話装置等の活用（第22条の2等）
- カ 運営規程等の掲示に係る見直し（第23条）
- キ 高齢者虐待防止の推進（第28条の2）
- ク 記録の保存等及び利用者への説明等に係る電磁的記録等の活用（第35条）
- ケ その他規定の整備

(3) 施行期日 令和3年4月1日

#### 5 文京区指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営等に関する条例の一部を改正する条例（文京区例規集第2巻2698頁）

(1) 提案理由 指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第38号）の一部改正に伴い、規定を整備するため、提案する。

(2) 改正内容

- ア 科学的介護の推進に伴う介護保険等関連情報の収集及び活用（第2条）
- イ 事業所における管理者要件の見直し（第5条）
- ウ 事業者には義務付ける説明項目の追加（第6条）
- エ 会議及び多職種連携におけるテレビ電話装置等の活用（第15条等）
- オ 生活援助の訪問回数の多い利用者等への対応（第15条）
- カ ハラスメント対策の強化（第21条）
- キ 感染症や非常災害の発生時における業務継続に向けた取組の強化（第21条の2）
- ク 感染症対策の強化（第23条の2）
- ケ 運営規程等の掲示に係る見直し（第24条）
- コ 高齢者虐待防止の推進（第29条の2）
- サ 記録の保存等及び利用者への説明等に係る電磁的記録等の活用（第33条）
- シ 事業所における管理者要件に係る経過措置の延長（付則第2項及び付則第3項）
- ス その他規定の整備

(3) 施行期日 令和3年4月1日。ただし、(2)オについては令和3年10月1日

## 6 文京区建設事務手数料条例の一部を改正する条例（文京区例規集第2巻1732頁）

(1) 提案理由 手数料の徴収に係る区分を改めるほか、規定を整備するため、提案する。

(2) 改正内容

ア 都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号）に基づく申請における手数料の徴収に係る面積区分について、「300㎡を超え2,000㎡以内」を「300㎡を超え1,000㎡以内」と「1,000㎡を超え2,000㎡以内」に細分化する。（別表第2）

イ 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号）等に基づく建築物の非住宅部分の申請における手数料の徴収に係る面積区分について、「300㎡以上2,000㎡未満」を「300㎡以上1,000㎡未満」と「1,000㎡以上2,000㎡未満」に細分化する。（別表第3）

ウ 建築物エネルギー消費性能適合性判定等に当たり、建築物総合エネルギーシミュレーションツールを用いて評価を行った場合は、標準入力法により評価を行った場合とみなして手数料額を算出することとする。（別表第3）

エ その他規定の整備

(3) 施行期日 令和3年4月1日